- ※会員規約にご同意いただけない場合はお申込いただけません。
- ※規定の大きさ(8ポイント)の文字で印刷した会員規約はカードお届け時に同封致します。

クレジットカード会員規約の概要

(平成23年6月1日)

<クレジットカード会員規約概要のご案内>

会員規約の概要は、クレジットカード会員規約(以下「カード会員規約」という)のあらましをご説明するものです。カード会員規約の全文はクレジットカード(以下「カード」という)発券時に別途お客さまにお送りさせていただきます。カードのご利用にあたっては、カード会員規約を十分お読みください。

1. (会員)

会員とは、本人会員と家族会員の両者を総称した者をいい、本人会員は、家族会員のご利用分と本規約に基づく全ての責任を引受け、家族会員に対し本規約を遵守しカードを利用させる義務を負います。

2. (カードの貸与)

株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」という)は、会員に対しカードを貸与します。カードは会員だけが利用することができ、他人に貸したり担保提供等はできません。

3. (利用可能枠)

カードの利用可能枠は、オリコから会員に通知されます。会員はカードの利用可能枠の範囲で、カードショッピングやカードキャッシングをすることができます。

4. (カード年会費)

会員は、オリコから別途会員へ通知される年会費を支払うものとします。カード年会費は 理由のいかんにかかわらず返還されません。

5. (暗証番号等)

会員は、生年月日、電話番号等の他人に容易に推測されるカードの暗証番号(以下「忌避番号」という)の設定を避けるものとします。忌避番号であったことや、会員の故意又は重大な過失により暗証番号を他人に知られたことにより生じた損害は会員の負担となります。

6. (反社会的勢力の排除)

(1)会員は、会員が、現在、次の何れにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 a. 暴力団 b. 暴力団員 c. 暴力団準構成員 d. 暴力団関係企業 e. 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等 f. その他前各号に準ずる者(2)会員は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。a. 暴力的な要求行為 b. 法的な責任を超えた不当な要求行為 c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 d. 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いてオリコの信用を毀損し、又はオリコの業務を妨害する行為 e. その他前各号に準ずる行為

7. (商品の所有権)

会員がカードを利用して購入した商品の所有権は、加盟店からオリコに移転し、当該商品 に係る債務の完済までオリコに留保されます。

8. (繰上返済)

会員は、オリコに対して事前に連絡の上、オリコの指定する方法及び内容に従って、約定 支払日前にご利用代金の全額について繰上返済できますが、ご利用代金の一部については、 オリコが特に認めた場合以外は繰上返済できません。

9. (遅延損害金)

会員がカードのご利用代金のお支払いを遅滞した場合、別表記載の遅延損害金を支払うものとします。

10. (期限の利益の喪失)

(1)次の場合、会員は分割払いの利益を失い、当該未払債務の全額を直ちにお支払い頂くものとします。a. カードショッピングによる弁済金の支払いを遅滞し、オリコから 20 日以上の相当な期間を定めた書面による催告を受けたにもかかわらず、その期限までに支払いがなかったとき。但し、商品の購入等が営業のために又は営業としてする取引の場合は、弁済金の支払いを1回でも遅滞したとき。b. カードキャッシングによる返済金の支払いを1回でも遅滞したとき。c. 破産、民事再生、特定調停等の申立てがあったとき。d. 本規約上の義務に違反し、その違反が重大であるとき。e. 本規約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。f. その他会員規約に定める期限の利益の喪失事由に該当したとき。(2)次の場合、オリコの請求により、会員は分割払いの利益を失い、当該未払債務の全額を直ちにお支払い頂くものとします。上記6. (1) a. ~f. に該当した場合、もしくは同(2) a. ~e. の何れかに該当する行為をし、又は同(1)の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

※期限の利益の喪失事由については、後日お送りするカード会員規約をご参照下さい。

11. (取引内容の通知方法・マンスリーステートメント)

(1)会員は、次の a. b. の書面の交付を受ける代わりに、オリコの定める 1 月間における貸付と返済に関する取引内容を所定期日にまとめた書面(以下「マンスリーステートメント」という)として交付されることを承諾します。a. 貸金業法第 17 条第 1 項に基づいて、会員が借入れに係る契約を締結する都度オリコから交付される書面。b. 貸金業法第 18 条第 1 項に基づいて、貸付の契約に基づく債権の全部又は一部について会員が返済する都度オリコから交付される書面。(2) マンスリーステートメントによる書面交付の開始時期は、別途オリコにおいて定め、これを通知又は公表するものとします。

12. (貸付の契約等に係る勧誘の承諾)

会員は、オリコが会員に対して貸付の契約の勧誘を行うことを承諾します。尚、会員が当該勧誘を承諾しないときは、オリコに対し勧誘の停止を求めることができます(但し、利用代金明細書やカード送付時に送付する書面を送付する際の同封物の停止はできません)。

13. (支払停止の抗弁等)

購入した商品に欠陥がある場合等、販売店に対し生じている事由がある場合、会員は割賦 販売法に基づいて、当該商品等についての支払いを停止できる場合があります。

14. (規約の変更)

オリコが、予め会員に一定期間の猶予期間を設けて変更内容を通知したときは、当該猶予 期間の経過をもって規約変更の効力が生じるものとします。

15. (紛失・通知)

カードの紛失・盗難等にあった場合、会員は直ちにその旨をオリコに連絡するものとします。その通知日の60日前以降に発生した第三者の不正な利用分等に係るお支払いについて会員は免責されます。但し、当該紛失、盗難等や第三者の不正利用が、会員の故意又は過失に起因する場合や、当該第三者が会員の家族であった場合等一定の事由に該当する場合、会員は免責されません。

<利息以外に会員が負担する費用>

- (1) 現金自動支払機その他の機械(ATM)によりキャッシングをした場合又は返済した場合の ATM 手数料として利用1回当たり、利用金額1万円以下105円、利用金額1万円超210円。
- (2) 支払いに要する費用(銀行、コンビニエンスストア等所定の手数料)

<貸付の利率の特約>

会員が本規約に基づくカードキャッシングの借入債務又は本規約に基づくカードキャッシ

ング以外にオリコに対して金銭消費貸借上の借入債務を負担している場合、新たに利用されるカードキャッシングの貸付の利率は、当該借入債務の残元金の額と本規約に基づき新たに利用されるカードキャッシングの利用元金の額の合計額に応じて、以下の通りとなります。

合計額 | 貸付の利率

100 万円未満 | 18.0% (実質年率) とカードに応じた貸付の利率の何れか低い利率 |

100万円以上 | 15.0% (実質年率) とカードに応じた貸付の利率の何れか低い利率 |

【ショッピングについてのご案内】

ご利用可能枠:10万円~300万円

返済方式:リボルビング払い〔定額リボルビング方式(残高スライド)〕

手数料率:15.0%(実質年率)

è 残高		毎月の	
残高)		弁済金	
			_
]以下	1	3,000円	
~200,000円		6,000円	-
~300,000円		9,000円	-
~500,000円		15,000円	-
~800,000円		24,000円	-
~ 1, 000, 000 ₽	퐈	30,000 円	-
~ 1, 500, 000 ₽	퐈	40,000円	-
~2, 000, 000 F	퐈	50,000円	-
~ 3, 000, 000 ₽	円	60,000円	
	残高) 	残高) 以下 ~200,000円 ~300,000円 ~500,000円	残高) 弁済金 以下 3,000 円 ~200,000 円 6,000 円 ~300,000 円 9,000 円 ~500,000 円 15,000 円 ~800,000 円 24,000 円 ~1,000,000 円 30,000 円 ~1,500,000 円 40,000 円 ~2,000,000 円 50,000 円

※手数料とは包括信用購入あっせんの手数料をいいます。

- ※お支払計算例:実質年率 15.0%でショッピング利用代金残高が 150,000 円の場合
- (1)毎月の弁済金 6,000円
- (2) 内訳 手数料 150,000 円×実質年率 15.0%÷365 日×31 日=1,910 円元金 6,000 円-1,910 円=4,090 円

遅延損害金率:実質年率 14.6%

【キャッシングについてのご案内】

ご利用可能枠:10万円~200万円

返済方式:リボルビング払い〔元利定額リボルビング方式(残高スライド)〕

貸付の利率:100万円コースまで15.0%~18.0%(実質年率)

150 万円コース以上 15.0%(実質年率)

利用可能枠 50 万	円以	して	-
 利用残高		毎月の	
(月末の残高)	1	返済金額	
200, 000 円以下		10, 000 円	-
200,001 円 ~500,000 円		15,000円	-
 利用可能枠 80 万	 円以	 L.E	
		·	_'
利用残高		毎月の	
(月末の残高)		返済金額	
100, 000 円以下		10, 000 円	-
100,001 円 ~300,000 円		20,000円	
300,001 円 ~1,000,000	円	30,000円	
000, 001 [] 1, 000, 000			

ご返済期間・回数:契約期間は3~5年(自動更新)

※実質年率 18.0%で 1 月 15 日 (うるう年でない) に 10 万円を毎月のご返済金額 10,000 円でお借入れの場合、途中に追加のご返済がないとすると、11 回 (12 ヵ月) でご返済が終了します。※返済期間・返済回数・返済金額は、ご返済や追加のご利用による残高の変動に応じて変動する場合があります。

遅延損害金率:実質年率 18.0%

<ゴールドカード特約>

	Gold UPty
ショッピング手数料率	10. 2%
キャッシング利率	80 万円コースまで 15.0%~18.0% 100 万円コース以上 15.0%
	LX Gold UPty
ショッピング手数料率	11. 52%
キャッシング利率	100万円コースまで 15.0%~18.0% 150万円コース以上 15.0%

※ご返済日は原則として、毎月1日より末日までのご利用分について翌月27日が初回のお支払となり、以降毎月27日がお支払日となります(返済方法は口座自動振替)。27日が土・日・祝日の場合、お支払日は翌営業日になります。

- ※担保・保証人は不要。
- ※当社所定の審査があります。
- ※お申込みの内容および他のご利用状況によりましては、ご希望にそいかねる場合や条件の一部変更をお願いする場合がありますのでご了承ください。
- ※ATM・CD によりキャッシングをご利用頂いた場合、次の ATM 手数料(ご利用 1 回当たり)が必要となります。ご利用金額 1 万円以下 105 円、1 万円超 210 円。
- ※金融情勢の変動により利率が変更になる場合があります。

〔お問合せ窓口〕

株式会社オリエントコーポレーション(http://www.orico.co.jp)

お客様相談室

〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1

電話番号:03-5275-0211

大阪お客様相談センター

電話番号:06-6263-3201

株式会社オリエントコーポレーション 〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 登録番号 関東財務局長(10)第00139号 日本貸金業協会会員 第000006号

契約内容をご確認のうえ、計画的なご利用をお願いします。